

## 五輪ゴルフ会場 正会員権問題から考える「女人禁制」



みなもとじゅんこ  
**源 淳子**  
関西大学人権問題研究室委嘱研究員

2020年、東京でオリンピックが開催される。決定以後いろいろな問題が浮上した。そのなかの一つの問題が、ゴルフ場の開催地をめぐる問題だった。候補地に埼玉県川越市にある「霞ヶ関カンツリー倶楽部(以下、霞ヶ関CC)」が挙がった。1929年に創設された名門のゴルフ場であるという。当然会員制で、現在正会員は1200人あまりだそう。問題になったのは、その正会員に女性がなれないということだった。正会員における「女人禁制」である。2017年1月、国際オリンピック委員会(IOC)からその指摘を受けた。「オリンピック憲章」の「オリンピックの根本原則」である「スポーツを行うことは人権の一つである。すべての個人は異なる種類の差別もなく、オリンピック精神によりスポーツを行う機会を与えられなければならない」の精神に反するからである。

「女人禁制」は女性を排除する点で女性差別である。わたしが奈良県の有志とともに開放に向けての運動を行っている「大峰山」(山上ヶ岳)をはじめ、他の「女人禁制」である岡山県後山、兵庫県淡路島の石上神社、力士への優勝カップ授与ができない土俵上、京都の祇園祭の一部の鉦の上、大阪府岸和田市の地車の上など、現在でもなお「女人禁制」が行われている。そのいずれの理由にも「伝統・文化」が挙げられている。霞ヶ関CCも同様だった。万人が納得する理由がないから「伝統・文化」が使われる。

IOCから女性も正会員にするよう求められた霞ヶ関CCは、3月20日臨時の理事会を開き、女性を正会員にすることを決定した。

ここで問題を感じるのは、安倍首相、丸川五輪相、小池都知事、その他の発言が影響して

いることである。霞ヶ関CCの所有者、理事などが自ら女性を正会員から排除していることが女性差別であると認識し、決定したとは思えないことである。発言の圧力とオリンピック開催地になる有益性を感じたからと思える。

また、霞ヶ関CCは公の機関ではない。そうした民間の所有者の「女人禁制」をどのように考えたいのだろうか。それは、先に挙げた岡山の後山がそうである。「女人禁制」の修行場は個人のものであるから、勝手に決めていいとわれ、それでもわたしたちは開放してほしいと啓発に努める。なぜなら、この社会に女性差別をなくすためには、個人の考えが変わることが必要であり、他者からの啓発があってもいいと考えるからである。それは、「男子禁制」の問題についても同様である。霞ヶ関CC問題が男女平等とは何かを考える機会になればいいと思う。

### & MORE

#### 「それは本当に『愛』なのか？ 家族のしんどさと格闘した二人の物語」

こじま けいこ  
**小島 慶子** (タレント、エッセイスト)

親に対する罪悪感と息苦しさで悩んでいた二人が出会い、自分は生きたいように生きていいのだと思えるようになるまでの物語。やっくとふうちゃんが幼い頃から抱えていた「親を幸せにしなくてはいけない」という気持ちは、ごく自然な親孝行の域を出て「呪い」の域に達していました。なぜ自分はこんなに苦しいのか、どうしたらいいのか…その血のにじむような問いの果てに、ふうちゃんは親とのちょうどいい距離を見つけ、やっくんは閉じ込めていた自分の欲求を発見します。「幸せになりたい」という希望がうまくかなえられなかった時、人はどうにかして自分を守ろうと、自分や他人を傷つけてしまうことがあります。時には、身近な人を支配してしまうことも。家族には、そんな満



- そして(彼)は(彼女)になった - 安富教授と困った仲間たち -
- 細川 昭々
- 集英社
- 2016年初版
- 1,200円(税別)

たされなかった思いが降り積もっているのです。

恋人でもなく夫婦でもなく、自立への共闘の同志として生きる二人は、互いの力を借りてそれぞれに親のために生きる人生から抜け出し、やがて「これが自分だ」というものと出会います。

読みながら、誰かを幸せにするってどういうことだろう？ 幸せになるって、どういうこと？ と考えずにはいられません。やっくとふうちゃんの出した答えを、ぜひ読んでみてください。

# Cutting-Edge

[カティング・エッジ]

ジェンダー問題解決の  
カギを提示する  
最前線書誌情報誌



## 離婚後の親子の安全な面会交流



撮影 永峰拓也

つのだ ゆきこ  
**角田 由紀子**  
弁護士

2017年になって、離婚後の親子の面会交流をめぐるの不幸福な事件が2件続いて起きた。最初の事件は、面会交流で子どもを元夫に会わせるために連れて行った元妻が殺害され、元夫も自殺したというもの。子どもは突然に両親を失った。2件目は、面会交流で父の家へ行った娘が、父に殺害され、父も自殺していたというもの。いずれもまさかと愕然とする。この元夫・父は、妻も子どもも自分のものと思っていたのだろうか。

小さい子どもがいる離婚事件で、もっとも頭を悩ませるのは、離婚後(別居後)非同居親(多くは父親)と子どもとの関係をどうするかということだ。とりわけ、離婚原因がDVであるときは、困難がともなう。夫婦がDV関係にある場合、夫が妻に対して支配的であることを示しており、離婚成立までに時間もかかり、かかった時間に応じて、憎しみなどのネガティブな感情に翻弄される機会も多く、子どもを含めた当事者は疲弊する。その状況下で、母子にとって、離婚後の安心できる交流の取り決めは、可能であろうか。

日本の離婚の9割近くが協議離婚である現実、離婚後の親子関係の再構築をさらに難しくする。当事者は、多くの場合、相談をする適切なリソース(人や機関など)を持っていないし、人間関係の調整は親や友人・知人であればいいというものでもない。アメリカの家庭裁判所では、日本の調停委員に当たる仕事をするには、人間関係学等の修士号が要求されると聞いたことがある。日本の家庭裁判所の調停委員にはそのような資格の要求はない。法律上の要件も40歳以上で社会的な常識のある人という程度の緩やかなものだ。家庭

裁判所では、それでも、調停委員の助言をうることができようが、協議離婚にはその保障がない。

家庭裁判所での離婚なら安心かという、実はそうでもない。最近では、家庭裁判所の適切なサポートを超えて、面会交流がほとんど義務づけられている感がある。まず、面会交流ありきで、それが子どもの最善の利益とされているようだ。確かに、2011年に民法766条が改正されて、面会交流や養育費についての取り決めを協議し、その場合には「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」ことになった。

この最善の利益のつもりでの面会交流の取り決め、実際にはどれだけ子ども自身の意見が反映されているのか、疑問になる事案に出会ってきた。子どもが父母と同居しているとき、父の母に対するDVを目撃することは稀ではない。そのような経験をしてしまった子どもが父親に安心感、信頼感を持ってなくても当然ではないか。それでも、子どもは父と会う約束に従わされる。それを守れなければ、母親の責任として親権者の変更や慰謝料の請求が認められたりする。子どもは、父親に会う義務を負っているわけではない。子どもであっても会いたくない人に会わねばならない義務を負わされるのは、子どもの人格権の侵害だ。子どもの最善の利益といういかにも子どもの側に立っているような言い方で、子どもの権利が侵害されることが許されてよいはずがない。しかも、それが裁判所主導で行われるのだとすれば、問題は深刻だ。こういう結果になる一因は、家庭裁判所に子どもの心理をふくめ、子どもの問題の専門家が不足していることではないか。「親子断絶防止法」の前に、考えるべきことがある。